

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際には下記の項目を追加してください。

以下に示す運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>（１）相談 障害者相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。</p> <p>（２）緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>（３）専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（障害者相談支援センター等が開催する事例検討会等への参加、〇〇研修等、法人外で会さされる研修への参加等）</p>	<p>（１）～（３）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>「体験の機会」「地域の体制づくり」については、佐久圏域の拠点整備の進捗により今後の対応となります。</p>